

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

平成 28 年 12 月 1 日 答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (千葉) (受) 第 1600154 号  
厚生局事案番号 : 関東信越 (千葉) (厚) 第 1600083 号

## 第 1 結論

請求者の A 社における平成 19 年 7 月 13 日の標準賞与額を 2 万円に訂正することが必要である。

平成 19 年 7 月 13 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 19 年 7 月 13 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 50 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 19 年 7 月 13 日

A 社に勤務した期間のうち、請求期間について、賞与が支給されたが、標準賞与額の記録がない。請求期間に係る源泉徴収票を所持しているため、調査の上、請求期間について標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第 3 判断の理由

A 社から日本年金機構に提出された請求者に係る「寸志個人別一覧照会」、金融機関から提出された請求者の普通預金元帳及び元同僚の賞与明細書により、請求者は、請求期間において、A 社から賞与を支給され、2 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所 (当時) に対し提出したか否か、また、保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越 (千葉) (受) 第 1600155 号  
厚生局事案番号 : 関東信越 (千葉) (国) 第 1600026 号

## 第 1 結論

昭和 48 年 4 月から同年 9 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 48 年 4 月から同年 9 月まで

私は、A 社を退職した直後の昭和 48 年 4 月頃に、B 町 (現在は、C 市) D 支所の窓口で厚生年金保険から国民年金への切替手続と国民健康保険の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料については、国民健康保険料と一緒に同支所の窓口で納付していたはずである。請求期間について、国民年金に未加入とされていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者の国民年金手帳記号番号 (以下「記号番号」という。) は、国民年金手帳記号番号払出簿に記載されている払出年月日、当該記号番号前後の任意加入被保険者に係る資格取得年月日及び請求者が所持する年金手帳の記載内容により、昭和 51 年 1 月頃に払い出されたことが推認でき、請求者の最初の国民年金の加入手続についても同時期に行われたものと考えられることから、昭和 48 年 4 月頃に国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料を納付していたとする請求者の主張と相違する。

また、請求者に係る国民年金被保険者台帳 (特殊台帳) によると、最初の国民年金の被保険者資格取得年月日は、E 事務所における厚生年金保険の被保険者資格喪失年月日と同日の昭和 51 年 1 月 1 日と記録されており、オンライン記録と一致していることから、請求期間については、国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない。

さらに、オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索を行ったが、請求期間の国民年金保険料を納付するための前提となる別の記号番号が請求者に払い出された形跡は見当たらない上、請求者が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等) はなく、ほかに請求期間について、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。